

栃木県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項及び栃木県監査委員監査基準の規定に基づく財政的援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7（2025）年3月11日

栃木県監査委員

森澤隆

同鎌形俊之

同佐藤良

同渡辺幸子

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）、出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）、公の施設の管理者等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、原則として令和5（2023）年度執行分のほか、必要に応じ、他年度の執行分も対象とした。

第2 監査の実施内容

監査の対象とした団体において、その事業が、補助等の目的に沿って適切に行われているかなどに主眼をおき、証拠書類等を照合し、必要な資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。

第3 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

監査対象団体等名	監 査 年 月 日	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
学校法人國學院大學栃木学園	令和6（2024）年11月26日	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ○補助金 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校等入学料減免補助金 ・私立小・中学校等授業料減免補助金 ・私立学校エネルギー価格高騰対策支援事業費補助金 ・結核予防費補助金 ・幼稚園運営費補助金 ・幼稚園こどもの安心・安全対策支援事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学校法人幸福の科学学園	令和6（2024）年11月19日	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ○補助金 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校等入学料減免補助金 ・私立小・中学校等授業料減免補助金 ・私立学校エネルギー価格高騰対策支援事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人とちぎ未来づくり財団	令和7（2025）年1月24日	団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況並びに公の施設の管理状況 ○出資金 ○補助金	団体の運営及び補助金に係る事業並びに公の施設の管理は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。

監査対象団体等名	監 査 年 月 日	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
		・ 栃木県総合文化センター文化事業補助金 ・ 青少年育成推進事業費補助金 ○公の施設 ・ 栃木県総合文化センター ・ 栃木県子ども総合科学館 ・ 栃木県立とちぎ海浜自然の家 ・ 栃木県立なす高原自然の家	
一般財団法人栃木県青年会館	令和 7 (2025) 年 1 月 28 日	公の施設の管理状況 ○公の施設 ・ とちぎ青少年センター	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
株式会社グリーンナとちぎ	令和 6 (2024) 年 12 月 11 日	公の施設の管理状況 ○公の施設 ・ 栃木県総合運動公園東エリア	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
地方独立行政法人栃木県立岡本台病院	令和 7 (2025) 年 1 月 24 日	団体の運営状況及び次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況 ○出資金 ○補助金 ・ 精神保健費等国庫負担（補助）金 ・ 栃木県医療機関等物価高騰対策支援金 ○負担金 ・ （地独）栃木県立岡本台病院負担金 ○貸付金 ・ （地独）栃木県立岡本台病院貸付金	〔注意事項〕 計 1 件（出資出捐等 1 件）
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会	令和 7 (2025) 年 1 月 28 日	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況及び公の施設の管理状況 ○補助金 ・ 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（日常生活自立支援事業） ・ 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（生活福祉資金貸付事業） ・ 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（運営適正化委員会設置運営事業） ・ 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（地域福祉後見促進支援事業） ・ 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（ボランティア振興事業） ・ 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（災害福祉広域支援ネットワーク構築推進事業） ・ 栃木県民福祉のつどい開催費補助金	補助金及び公の施設の管理に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

監査対象団体等名	監 査 年 月 日	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
		・福祉情報提供システム整備事業費補助金 ・福祉ボランティア活動推進事業費補助金 ・地域福祉推進指導費補助金 ・福祉施設経営指導事業費補助金 ・福祉サービス第三者評価推進事業費補助金 ○公の施設 ・とちぎ福祉プラザ	
学校法人高栄山学園 (注)	令和 7 (2025) 年 1 月 29 日	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ○補助金 ・幼稚園運営費補助金 ・幼稚園こどもの安心・安全対策支援事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学校法人ペスタロッチ学院	令和 7 (2025) 年 1 月 24 日	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ○補助金 ・幼稚園運営費補助金 ・栃木県保育施設等物価高騰対策支援金 ・幼稚園こどもの安心・安全対策支援事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学校法人獨協学園	令和 7 (2025) 年 1 月 6 日	次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況 ○補助金 ・とちぎ子ども医療センター運営費補助金 ・総合周産期母子医療センター運営費等補助金 ・救急医療施設運営費等補助金（ドクターヘリ導入促進事業） ・救急医療施設運営費等補助金（救命救急センター運営事業） ・がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 ・緊急分娩体制整備事業費補助金（ハイリスク分娩受入促進事業） ・新生児医療担当医確保支援事業費補助金 ・新人看護職員研修事業費補助金 ・ドクターヘリ要員研修支援事業費補助金 ・防災訓練等参加事業費補助金 ・新型コロナウイルス感染症対策入院病床確保事業費補助金 ・新型コロナウイルス感染症設備整	補助金等に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

監査対象団体等名	監 査 年 月 日	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
		備事業費補助金 ・ 栃木県医療機関等物価高騰対策支援金 ・ 栃木県脳卒中・心臓病等総合支援センター事業費補助金 ・ 結核予防費補助金 ・ 栃木県私立専門学校授業料等減免費補助金 ・ 私立学校エネルギー価格高騰対策支援事業費補助金 ・ 栃木県看護師等養成所運営費補助金 ○貸付金 ・ 公的医療機関施設整備資金貸付金	
日本赤十字社那須赤十字病院	令和 7 (2025) 年 1 月 14 日	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ○補助金 ・ 救急医療施設運営費等補助金（救命救急センター運営事業） ・ がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 ・ 緊急分娩体制整備事業費補助金（ハイリスク分娩受入促進事業） ・ 新人看護職員研修事業費補助金 ・ 防災訓練等参加事業費補助金 ・ 新型コロナウイルス感染症対策入院病床確保事業費補助金 ・ 栃木県医療機関等物価高騰対策支援金 ・ へき地医療施設運営費等補助金 ・ 病院内保育所運営費補助金 ・ 栃木県感染症指定医療機関運営費等補助金 ・ 地域周産期医療機関運営費補助金 ・ 栃木県新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等への訪問看護事業交付金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
栃木商工会議所	令和 7 (2025) 年 1 月 15 日	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ○補助金 ・ 小規模企業経営支援事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
大田原商工会議所	令和 7 (2025) 年 1 月 28 日	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ○補助金 ・ 小規模企業経営支援事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
関東自動車株式会社	令和 6 (2024) 年 12 月 23 日	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ○補助金	〔注意事項〕 計 1 件（補助金等 1 件）

監査対象団体等名	監 査 年 月 日	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
		・ 栃木県バス運行対策費補助金 ・ 栃木県生活バス路線維持費補助金 ・ 乗合バス事業者運行緊急支援金 ・ タクシー・貸切バス事業者運行緊急支援金	
栃木県中央公園 指定管理グループ	令和 6 (2024) 年 12 月 20 日	公の施設の管理状況 ○公の施設 ・ 栃木県中央公園	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
渡辺建設株式会社	令和 6 (2024) 年 11 月 5 日	公の施設の管理状況 ○公の施設 ・ 栃木県鬼怒グリーンパーク	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
とちぎ県北不動産協同組合	令和 7 (2025) 年 1 月 14 日	公の施設の管理状況 ○公の施設 ・ 県営住宅（矢板・大田原地区）	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

（注）地方自治法第 199 条の 2 の規定により、鎌形俊之委員は学校法人高栄山学園の監査手続に加わらなかった。

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切と認められるもの

注意事項：指摘事項には至らないが注意を要すると認められるもの

検討事項：指摘事項及び注意事項以外の、事務事業の執行に課題がある場合で、改善に向けて特に検討を要すると認められるもの